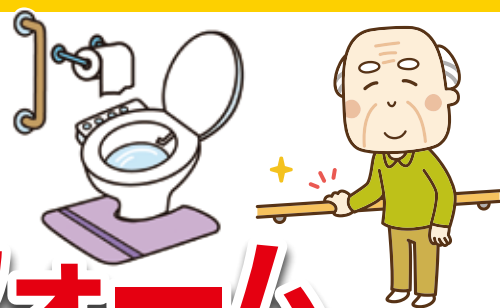




令和4年度

# 酒田市住宅リフォーム 総合支援事業



ご案内

新生活様式

減災・  
部分補強

寒さ対策  
・断熱化

バリアフリー

克雪化

酒田産  
木材使用

## 酒田市住宅リフォーム総合支援事業とは

安全で良質な居住環境を形成するために、住宅の質の向上を図る工事に対し、工事に要する費用の一部を酒田市と山形県が助成する事業です。受付窓口は酒田市建築課です。

## 対象となる工事

次のすべての項目に該当する住宅の工事が補助対象となります。

- ①住宅の質の向上を図る工事（3ページの一覧参照）の中から、**工事点数の合計が10点以上**となる工事を含む住宅リフォーム工事。ただし、対象工事費用の合計が50万円未満のときは、5点以上あれば補助の対象とします。
- ②**対象工事費用の合計が25万円以上**であること。
- ③現在の住宅が、**建築基準法令に違反していない**ものであること。違反している部分がある場合は、住宅リフォーム工事とあわせて、是正工事を行う場合は対象としますが、是正に係る費用は補助の対象にはなりません。工事完成時に是正工事が完了していない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。
- ④**平成25年度以降にこの事業による補助を受けていない**こと。
- ⑤対象となる工事の**施工者が山形県内に本店を有し、かつ、酒田市内に事業所・営業所がある法人、又は、個人事業者**であること。例外として、市外の施工者で申請者と親戚関係を示せる場合は対象とします。

## 補助の対象者

次のすべての項目に該当する方が申込みできます。

- ①補助の対象となる**住宅の所有者**であること。
- ②補助の対象となる**住宅に居住している**こと。又は、令和5年2月28日までに居住すること。
- ③補助の対象となる工事について、国・山形県・酒田市で実施している**他の助成制度を利用していない**こと。
- ④**市税等を滞納していない**こと。
- ⑤**令和5年2月21日までに実績報告書を提出できる**こと。
- ⑥酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）に規定する**暴力団員等ではない**こと。



## 補助金の金額

基本の額：対象工事費用の20%、上限24万円（1万円未満切捨て）

世帯構成や工事内容によって、補助率や補助限度額が最大40万円まで引き上げられる場合があります。

(いずれかひとつを選択) 世帯要件	<input type="checkbox"/> 一般世帯（下記の世帯要件①～③に合致しない世帯） <input type="checkbox"/> ①移住世帯 平成29年4月1日以降～令和5年2月28日までに県外から市内に移住した(する)世帯員を含む世帯 <input type="checkbox"/> ②新婚世帯 申請日において婚姻した日から5年以内である世帯（実績報告までに婚姻する場合を含む） 事実婚の場合は、同居を始めた日から5年以内である世帯 <input type="checkbox"/> ③子育て世帯 平成16年4月2日以降に生まれた子がいる世帯（妊娠している場合を含む）
内 工 事 内 容	<input type="checkbox"/> 酒田産木材を3㎡以上使用（県産木材の認証合板含む）する工事 <input type="checkbox"/> 上記以外の工事
補 助 金 額	<input type="checkbox"/> 一般世帯の場合 工事費用 _____ 円 × 0.2 = _____ 円、 <u>上限24万円</u> ①基本の額 かつ酒田産木材を3㎡以上使用しリフォームする場合、 <u>上限34万円</u> ② <input type="checkbox"/> 世帯要件①～③のいずれかに合致する場合 工事費用 _____ 円 × $\frac{1}{3}$ = _____ 円、 <u>上限30万円</u> ③ かつ酒田産木材を3㎡以上使用しリフォームする場合、 <u>上限40万円</u> ④ <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">           ①～④のいずれか <b>補助金の交付申請額</b>            → （1万円未満切捨て）            _____ 円 _____ 万円         </div>

### 補助金の金額の例

例1) 一般世帯、酒田産木材を使用しない工事、工事費用 200万円の場合

工事費用200万円 × 0.2 = 400,000円 → 上限が24万円なので 240,000 円 ①

補助金の交付申請額 240,000 円

例2) ③子育て世帯に該当、酒田産木材を3㎡以上使用する工事、工事費用 300万円の場合

工事費用300万円 ×  $\frac{1}{3}$  = 1,000,000円 → 上限が40万円なので 400,000 円 ④

補助金の交付申請額 400,000 円

memo

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----





# 住宅の質の向上を図る住宅リフォーム工事一覧

この中から合計10点以上必要

区分	番号	要件工事内容	基準点	数量	点数	
新生活様式	1	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所	箇所	点	
	2	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	3	タッチレス水栓器具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点	
	4	通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	5	自動開閉式便座に取り替える工事	8点/箇所	箇所	点	
	6	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
減災・部分補強	1	既存部分の壁を筋かい等で補強する工事（幅90cm以上）	10点/箇所	箇所	点	
	2	屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所	箇所	点	
	3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	4	主要構造部の柱を補強又は増設する工事	10点/箇所	箇所	点	
	5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点	
	6	柱、梁、筋かいの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点	
寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)	1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点	
	2	二重窓、ペアガラスサッシの設置（外部に面する部分）	5点/箇所	箇所	点	
	3	熱交換換気システムの設置	4点/箇所	箇所	点	
	4	既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を設置する工事	2点/㎡	※ ㎡	点	
	5	浴室、脱衣室、トイレ又は廊下への暖房機器設置（電気設備工事を伴うもの）	10点/箇所	箇所	点	
バリアフリー	1	住宅内の廊下や出入口の幅の拡張	10点/㎡	※ ㎡	点	
	2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
	3(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10点/㎡	※ ㎡	点	
	3(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点	
	3(3)	浴槽の出入りのための設備の設置（移乗台、踏み台等）	2点/箇所	箇所	点	
	3(4)	身体の洗浄を容易にする水洗面具の設置、交換	3点/箇所	箇所	点	
	4(1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/㎡	※ ㎡	点	
	4(2)	和式便器から洋式便器への入替え	10点/箇所	箇所	点	
	4(3)	洋式便器の座面の高さを高くする工事	10点/箇所	箇所	点	
	5(1)	住宅内への長さ100cm以上の手摺の取り付け	2点/m	※ m	点	
	5(2)	住宅内への長さ100cm未満の手摺の取り付け	2点/箇所	箇所	点	
	6(1)	浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事	10点/㎡	※ ㎡	点	
	6(2)	浴室以外の部分の段差解消	面的に上げる又は下げる工事	5点/㎡	※ ㎡	点
			床見切り材の撤去、スロープの設置	2点/箇所	箇所	点
	7(1)	出入口の開戸を引戸、折戸等へ入替える工事	5点/箇所	箇所	点	
	7(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等へ交換	1点/箇所	箇所	点	
	7(3)ア	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置	10点/箇所	箇所	点	
	7(3)イ	出入口の戸を吊戸方式に変更	5点/箇所	箇所	点	
	7(3)ウ	ア、イ以外の出入口の戸へ戸車を設置する等の改良	2点/箇所	箇所	点	
	8	床の材料を滑りにくいものへ交換する工事	1点/㎡	※ ㎡	点	
	9	エレベーターや階段用昇降設備の設置	10点/箇所	箇所	点	
克	1(1)	雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具設置	2.5点/箇所	箇所	点	
	1(2)	長さが5m未満の雪止めの設置又は交換	5点/箇所	箇所	点	
		長さが5m以上の雪止めの設置又は交換	10点/箇所	箇所	点	
1(3)	雪下ろし作業用固定ハシゴの設置又は交換	5点/1階分	階分	点		
雪	2(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点	
	2(2)	雪が滑りやすい屋根材への交換	10点/箇所	箇所	点	
	2(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
木材	1	県産木材の認証合板又は酒田産木材を使用する工事	2.5点/0.1㎡	※ ㎡	点	

※ 数量について、1m、1㎡、0.1㎡未満の端数はそれぞれ切り捨てとします。

合計 点



## 申し込みの方法

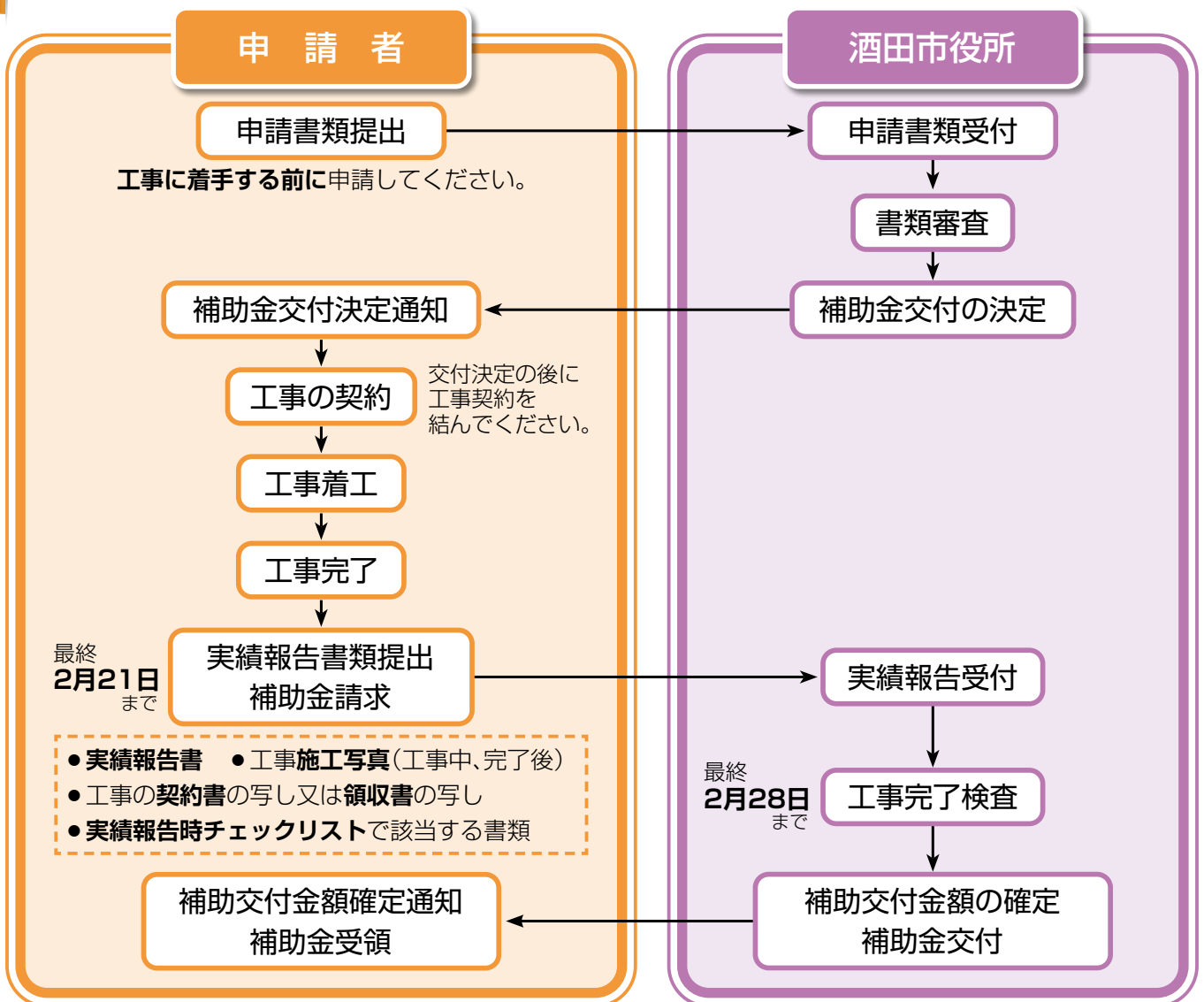
工事に着手する前に申請してください。

- 受付期間／4月11日(月)から4月15日(金)の8時30分から17時15分まで  
申請が多数の場合は抽選となります。申請が少ない場合は、受付期間を延長します。
- 受付窓口／酒田市 建設部 建築課 確認審査係（酒田市役所5階）
- 申請書類／以下の書類がすべてそろっていることを確認し、受付します。（※はコピーでも可）

- 交付申請書 ● 工事点数算出表 ● 申請時チェックリストで該当する書類
- 同居している世帯全員の住民票※（本籍・続柄が表示されているもの） ● 工事に係る見積書※
- 工事計画平面図（住宅全体の間取りがわかるものに、工事箇所を記入したもの）
- 工事箇所全ての着工前のカラー写真（A4用紙に貼り付けまたは印刷し、工事箇所名を記入したもの）



## 手続きの流れ



## 住宅の改修にあわせて耐震診断、耐震改修、危険なブロック塀の撤去を考えてみませんか？

- 木造住宅耐震診断士派遣事業／住宅の耐震性、改修が必要かがわかります。自己負担1万円。（図面無1万3千円）。
- 木造住宅耐震改修支援事業／耐震改修工事費用の一部（2分の1、上限80万円）を助成します。
- 危険ブロック塀等撤去支援事業／危険なブロック塀等の撤去費用の一部（上限15万円）を助成します。

お問い合わせ先

酒田市建設部 建築課 確認審査係（市役所5階）

☎0234-26-5749

ホームページ <http://www.city.sakata.lg.jp/jyutaku/jyutaku/jyutakushikin/reform.html>

